

北広島市住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー機器設置補助金交付に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 北広島市住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー機器設置補助金交付要綱(令和4年3月31日市長決裁。以下「要綱」という。)に基づく補助金の交付における事務の取扱いに関しては、要綱及び北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 要綱第2条第1項に規定する住所を有する者とは、第8条第1項に規定する補助金交付申請書兼報告書を提出するときに、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者をいうものとする。

(補助対象機器の要件等)

第3条 要綱別表第1の太陽光発電システムの項に規定する別に定める部分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ
- (4) 保護装置
- (5) 接続箱
- (6) 直流側開閉器
- (7) 交流側開閉器
- (8) 配線及び配線器具
- (9) 発生電力量計

(補助金の申込方法)

第4条 要綱第4条に規定する申込書は、北広島市住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー機器設置補助金申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)とする。

2 補助金の支給を受けようとする者は、別に定める期間内に申込書を市に郵送し、又は持参するものとする。

3 申込書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事の見積書(写し可)
- (2) 補助対象機器の仕様書・カタログ(写し可)
- (3) 工事着工前写真

(申請者の決定等)

第5条 申込書を受理したときは、要綱第6条に定める抽選を別に定める日に行い、交付が決定した者に、補助金受領予定者決定通知書(別記第2号様式)を送付する。

(変更の承認申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の通知を受けた後、当該補助金に係る補助事業等(規則第2条第2項に規定する補助事業等という。)の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出するものとする。

(中止の承認申請)

第7条 補助事業者は、第5条の通知を受けた後、補助対象機器の設置又は補助対象機器が設置された住宅の購入を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金交付申請書兼報告書の提出)

第8条 規則第4条及び第11条に規定する補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書は、補助金交付申請書兼報告書(別記第5号様式)とする。

2 前項の補助金交付申請書兼報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。ただし、原則として、工事請負契約書にあっては工事着工日及び工事完了日が、売買契約書にあっては建売住宅引渡日が、補助対象機器売買契約書にあっては引渡日が明記されていること。)

(1) 次のいずれかの書類

ア 補助対象機器設置に関する工事請負契約書(原則として、工事着工日及び工事完了日が明記されているものに限る。)

イ 建売住宅売買契約書(原則として、建売住宅引渡日が明記されているものに限る。)

ウ 補助対象機器設置売買契約書(原則として、引渡日が明記されているものに限る。)

エ これらに類する書類の写し

(2) 補助対象機器設置後の日付入り現状カラー写真

(3) 補助対象機器を設置する住宅の位置図

(4) 申請者の市町村税納税証明書(滞納がないことの証明)

(5) 申請者の住民票(発行後3か月以内のもの)

(6) 住宅を借りている者にあつては、住宅所有者の承諾書及び当該所有者が当該住宅を所有していることを証明する書類

(7) 補助対象機器の販売業者等に申請手続等を依頼する場合にあつては当該申請手続等に係る委任状

(8) 補助対象機器の保証書の写し

(9) 補助対象機器設置費用の領収書の写し又は工事金額証明書

(10) 系統連系に係る契約のご案内の写し(太陽光発電システムに限る)

(11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、補助事業者の補助金交付申請書兼報告書を受理したときはその内容を審査し、10日以内に交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 規則第12条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付額確定通知書

(別記第6号様式)により行うものとする。

(補助金の支払い)

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、補助金交付請求書(別記第7号様式)により補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求をした者に対して支払いを行うものとする。

(報告)

第11条 補助事業者は、要綱第2条第1項に該当する者にあつては補助対象機器の設置後、同項第2号に該当する者にあつては住宅の購入後の翌月から起算して1年を経過した後、当該再エネ及び省エネシステムの燃料使用量等について、速やかに燃料使用量等報告書(別記第8号様式)を市長に提出するものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、環境課長が定める。